

高齢者活動センターへ
行ってみよう!

8のつく日ご新規登録
ハッピーキャンペーン

高齢者活動センターは、シニアの皆さんが、元気で暮らしを楽しめるように、講習会やレクリエーションなどを通じて、健康と仲間づくりをサポートしています。8のつく日に利用登録した方には特典があります。

とき 5月8日(水)・18日(土)・28日(火) 午前9時～午後4時30分(午後0時～1時を除く/当日直接会場へ)

会場 かがやきプラザ4階高齢者活動センター(九段南1-6-10)

対象 60歳以上の区内在住者

問合せ 高齢者活動センター ☎03-3265-1161

持ち物 住所が確認できるもの(健康保険証など、区内在住者とわかる公的な証明書)、お薬手帳(任意)

その他 看護師による簡単な健康チェックもあり

障害がある方への手当

問合せ 障害者福祉課給付・指導担当 ☎03-5211-4128

心身に障害がある方や難病医療費助成を受けている方などを対象にした制度があります。施設や病院へ入所・入院中の方や本人または扶養義務者(障害者が20歳未満の場合など)の所得が限度額を超えている方は対象外です。

4月1日現在

制度 手当名	手当月額	対象	年齢など	備考
国制度 特別障害者手当など				
特別障害者手当	2万8,840円	精神または身体に著しく重度の障害を有するため日常生活で常時特別な介護を必要とする状態にある方	20歳以上	指定の認定診断書(有料)により判定
障害児福祉手当	1万5,690円		20歳未満	
経過的福祉手当			新規申請なし	
都制度 重度心身障害者手当				
	6万円	・重度の知的障害のため常時複雑な介護を必要とする程度の著しい精神状態にある方 ・重度の知的障害と重度の身体障害が重複している方 ・重度の肢体不自由で肢体の機能が失われ、座っていることが困難な程度以上の障害がある方		東京都心身障害者福祉センターでの判定
区制度 障害者福祉手当				
・身体障害者手帳1～2級 ・愛の手帳1～3度 ・精神障害者保健福祉手帳1級 ・脳性まひ、進行性筋委縮症 ・指定難病受給者証など(マル都・小児慢性医療券の一部)	1万5,500円	左の手帳などをお持ちの方	65歳未満	20歳未満の方で、保護者が児童育成手当(障害手当)を受給中の方は対象外
・身体障害者手帳3級 ・愛の手帳4度	1万500円			

※各手当とも年度ごとに所得状況調査があり、所得限度額を超えた場合は支給停止や資格喪失

障害児などへのサービス利用に係る経済的負担を軽減します!

サービス利用時に世帯の所得に応じて生じていた負担額分を区独自にゼロとすることで、保護者の経済的負担を軽減します。

※負担・補助上限額や基準額を超える場合の超過額は利用者の負担

1 小児慢性特定疾病児童などの日常生活用具給付事業

在宅の小児慢性特定疾病児童などが、日常生活を円滑にするための用具を給付。※用具の購入費用は、補助上限額を超える分を除き、区が業者に直接支払い

対象 区内に居住する在宅の小児慢性特定疾病児童など

申込方法 事前に電話で問い合わせ先へ

問合せ 保健サービス課保健サービス係 ☎03-6380-8552

2 障害福祉サービスの負担軽減

障害のある児童が地域で自立した生活をするために、障害者総合支援法に基づく在宅・施設サービスを提供

世帯の内訳	これまでの負担割合	今後の負担割合
生活保護世帯/ 区民税非課税世帯	無料	
区民税所得割28万円未満の世帯	1割負担 (負担上限月額4,600円)	無料*
区民税所得割28万円以上の世帯	1割負担(負担上限月額3万7,200円)	

※負担軽減事業として利用者負担分の全額を償還払いで助成

問合せ 障害者福祉課給付・指導担当 ☎03-5211-4128

3 補装具費の支給

身体障害者手帳を持っている児童や難病児などが日常生活や就学・就労のために、失われた部分や損なわれた機能を補う補装具を購入・修理または借り受けする場合、補装具費を支給

世帯の内訳	これまでの負担割合	今後の負担割合
生活保護世帯/ 区民税非課税世帯	無料	無料
世帯の区民税所得割が46万円未満の世帯	1割負担 (負担上限額3万7,200円)	
世帯に区民税所得割が46万円以上の方がいる場合	対象外*	

※国の制度改正で4月1日から障害児の所得制限は撤廃

問合せ 障害者福祉課給付・指導担当 ☎03-5211-4128

4 日常生活用具など支給

身体や知的に重度の障害のある児童などが、円滑な日常生活をするための用具の支給や住宅改修費を支給

世帯の内訳	これまでの負担割合	今後の負担割合
生活保護世帯/ 区民税非課税世帯	無料	無料
世帯の区民税所得割が46万円未満の世帯	1割負担 (負担上限額3万7,200円)	
世帯に区民税所得割が46万円以上の方がいる場合	対象外	

問合せ 障害者福祉課給付・指導担当 ☎03-5211-4128

5 移動支援

区内在住者で、ひとりで外出が困難な児童にガイドヘルパーを派遣(日常生活に必要不可欠な外出や余暇活動や社会生活への参加など)

世帯の内訳	これまでの負担割合	今後の負担割合
生活保護世帯/ 区民税非課税世帯	無料	無料
区民税所得割28万円未満の世帯	1割負担 (負担上限月額4,600円)	
区民税所得割28万円以上の世帯	1割負担 (負担上限月額3万7,200円)	

問合せ 障害者福祉課総合相談担当 ☎03-5211-4217

6 中等度難聴児発達支援事業

障害者手帳の対象とならない18歳未満の中等度難聴の方へ補聴器の購入に必要な費用の一部を助成

世帯の内訳	これまでの負担割合	今後の負担割合
生活保護世帯/ 区民税非課税世帯	補聴器購入費の全額(補助上限額13万7,000円)*	補聴器購入費の全額 (補助上限額13万7,000円)*
世帯の区民税所得割が46万円未満の世帯	補聴器購入費の全額(補助上限額12万3,300円)*	
世帯に区民税所得割が46万円以上の方がいる場合	対象外	

※必要に応じて付属品などの費用を加算

問合せ 障害者福祉課障害者福祉係 ☎03-5211-4214